

答 申 書  
(答申第30号)

平成18年11月14日

---

**1 審査会の結論**

ふるさと銀河線連絡協議会等に係る会議資料等の一部を非開示としたことについて、実施機関が当審査会で主張を変更した後も非開示とする別紙1に掲げる部分を非開示とすることは妥当である。

**2 異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨**

(省略)

**3 審査会の判断**

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書について

本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書(以下「本件公文書」という。)は、「第2回ふるさと銀河線沿線自治体等連絡協議会」(平成17年7月27日)の会議資料及び議事概要、「第2回ふるさと銀河線代替交通確保協議会幹事会」(平成17年8月8日)の会議資料、「第3回ふるさと銀河線沿線自治体等連絡協議会」(平成17年8月29日)の会議資料及び議事概要(議事内容が分かる文書)、平成17年6月～8月に開催されたすべての「ふるさと銀河線沿線自治体等連絡協議会幹事会」の会議資料及び議事概要(議事内容が分かる文書)、平成17年9月～10月に開催されたすべての「ふるさと銀河線沿線自治体等連絡協議会、同幹事会」の会議資料及び議事概要、ふるさと銀河線代替バス参入希望事業者ヒアリング(平成17年9月29日開催)の会議資料及び議事概要、北海道ちほく高原鉄道の経営を助成するために設置する基金の管理等に関する覚書(最新版及び改正前旧版)、平成17年11月に開催されたすべての「ふるさと銀河線沿線自治体等連絡協議会、同幹事会」の会議資料及び議事概要、平成17年12月に開催されたすべての「ふるさと銀河線沿線自治体等連絡協議会、同幹事会」の会議資料及び議事概要、平成18年1月に開催されたすべての「ふるさと銀河線沿線自治体等連絡協議会、同幹事会」の会議資料及び議事概要及びふるさと銀河線代替バス初期投資検討会(第1回以降すべて)の会議資料及び議事概要である。

(2) 本件諮問事案における審議について

ア 北海道知事(以下「実施機関」という。)は、本件公文書のうち別紙3の公文書については、北海道情報公開条例(平成10年北海道条例第28号。以下「条例」という。)第10条第1項第5号に規定する非開示情報(以下「5号情報」という。)に該当するとして、一部開示決定処分(以下「本件処分」という。)を行った。

なお、本件諮問事案に係る別紙3の6件の異議申立ては、いずれも同一人からの開示請求であって、「ふるさと銀河線連絡協議会等」に関する会議資料等に係るものであることから、当審査会は併合して審議することとした。

イ 平成18年5月15日及び同年8月7日に開催された当審査会の審議の場において実施機関は、別紙3の公文書に記録されている情報がすべて5号情報に該当する旨の当初の主張を変更し、非開示とした部分のほとんどを開示するとし、一部については、5

号情報ではなく条例第10条第1項第2号に規定する非開示情報（以下「2号情報」という。）に該当するとした。

変更後も非開示とした部分は、別紙1に掲げるとおりである。

ウ 異議申立人は本件処分の取消しを求めているが、実施機関の主張変更に対して異議申立人から意見書の提出があり、実施機関が開示するとした部分については、承諾することであった。

なお、別紙3の整理番号1の①～③の文書については、上記の実施機関の主張変更において、すべて開示することとされたので、実施機関は、当審査会に対して、平成18年10月19日付けで、別紙3の整理番号1の諮問を取り下げる旨の書面を提出した。

エ 当審査会は、これらの経緯を踏まえ、実施機関が主張変更後も非開示を維持している部分について、その妥当性を判断することとした。

よって、審議の対象は、別紙3に掲げる情報のうち実施機関が主張変更後も非開示を維持している別紙1の情報である。

### (3) 2号情報の該当性について

ア 条例第10条第1項第2号は、法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。））、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。））を除く。以下「法人等」という。）に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等及び当該事業を営む個人の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められるものは、非開示情報に該当する旨定めている。

イ 実施機関は、別紙1の19事案の③、22事案の②及び③及び28事案の③及び④の文書並びに23事案の①の文書のうち金額及び検討欄は、バス事業者である法人の営業上の事項に関する情報であり、内部管理情報であることから、これを開示することにより、当該法人の事業運営上の地位が不当に損なわれると認められる旨主張する。

ウ 2号情報の「不当に損なわれると認められるもの」に該当するかどうかは、当該法人に係る当該事業の性格、規模、事業活動における当該情報の位置付けなどを客観的に判断して行うものとされている。

当該文書は、ふるさと銀河線沿線自治体等連絡協議会の要請に基づき、公にしないことを条件として若しくは幹事会及び協議会が非公開であることを前提として、バス事業者が作成し、提出したもの及びそれらを事務局である道が資料として整理したものであったことが認められる。その内容は、当該法人の事業活動の内部管理上の事項に属する情報であり、これを公開することは、事業運営上の地位に不利益を与えると認められる。したがって、別紙1の19事案の③、22事案の②及び③及び28事案の③及び④の文書並びに23事案の①の文書の非開示部分は、2号情報に規定する非開示情報に該当するものと判断する。

### (4) 5号情報の該当性について

ア 条例第10条第1項第5号は、道と国、独立行政法人等若しくは地方公共団体、地方独立行政法人その他の公共団体（以下「国等」という。）との間における協議により、又は国等からの依頼により、実施機関が作成し、又は取得した情報であって、開

示することにより、当該協議又は依頼の条件又は趣旨に反し、国等との協力関係が著しく損なわれることにより、当該協議又は依頼に係る事務又は事業の適正な執行に支障が生ずると認められるものは、非開示情報に該当する旨定めている。

イ 実施機関は、別紙1の16事案の⑦の文書の金額欄及び備考欄は、道と沿線自治体等との間における協議により、取得した情報であって、開示することが当該協議に反し、沿線自治体等との協力関係が著しく損なわれることにより、当該協議の適正な執行に支障が生ずると認められる旨主張する。

ウ 5号情報の「国等との間における協議により、又は国等からの依頼により、実施機関が作成し、又は取得した情報」とは、道と国等との間において、法令等に基づき、若しくは任意に行われる協議により、又は国等からの依頼、照会等により実施機関が自ら作成し、又は他から入手した情報をいうとされている。

また、「開示することが当該協議及び依頼の条件又は趣旨に反し」とは、道と国等との間における協議又は国からの依頼に際して開示しないこととする情報が特定されている場合はもとより、当該協議又は依頼の趣旨、目的、情報の内容等からその情報を開示するべきでないと認められる情報を開示することをいうとされている。

さらに、「国等との協力関係が著しく損なわれることにより、当該協議又は依頼に係る事務又は事業の適正な執行に支障が生ずると認められるもの」とは、開示することにより道と国等との間における協力関係が著しく損なわれることによって、当面又は将来にわたって当該協議又は依頼に係る事務又は事業の適正な執行に支障が生ずると認められる情報をいうとされている。

当該文書は、第一基金を充当しうる項目について、道と沿線自治体がその考え方と金額を試算したものであり、このうち非開示とした部分は、金額欄と備考欄であるが、これらはいくまでもその時点での考えや試算であり、第一基金の用途については、今後、北海道ちほく高原鉄道株式会社の清算に基づき決定されることから、これが公になることにより道と沿線自治体との協力関係が著しく損なわれ、当該協議に係る事務又は事業の適正な執行に支障が生ずると認められる。したがって、別紙1の16事案の⑦の文書の非開示部分は、5号情報に規定する非開示情報に該当するものと判断する。

以上のことから、結論のとおり判断した。

#### 4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成17年11月8日	○ 諮問書の受理 ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②異議申立書の写し、③公文書開示請求書の写し、④公文書一部開示決定通知書の写し、⑤異議申立ての概要、⑥理由説明書、⑦対象公文書の写し）の提出
平成17年12月13日	
平成18年2月8日	
平成18年2月23日	
平成18年4月28日	
平成17年11月10日	○ 新規諮問事案の報告 1件（諮問番号11） ○ 本件諮問事案の審議を第三部に付託
平成17年12月16日 （第三部会）	○ 審議（諮問番号11）
平成17年12月16日	○ 新規諮問事案の報告 1件（諮問番号16） ○ 本件諮問事案の審議を第三部に付託
平成18年1月13日 （第三部会）	○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取（諮問番号11、16） ○ 審議（諮問番号11、16）
平成18年2月10日	○ 新規諮問事案の報告 1件（諮問番号19） ○ 本件諮問事案の審議を第三部に付託
平成18年2月17日 （第三部会）	○ 審議（諮問番号11、16）
平成18年2月27日 （第8回審査会）	○ 新規諮問事案の報告 2件（諮問番号22、23） ○ 本件諮問事案の審議を第三部に付託
平成18年3月17日 （第三部会）	○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取（諮問番号19、22、23） ○ 審議（諮問番号11、16、19、22、23）
平成18年4月17日	○ 審議（諮問番号11、16、19、22、23）

(第三部会)	
平成18年4月28日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新規諮問事案の報告 1件 (諮問番号28)</li> <li>○ 本件諮問事案の審議を第三部会に付託</li> </ul>
平成18年5月15日 (第三部会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 実施機関から本件処分理由等を聴取 (諮問番号28)</li> <li>○ 実施機関から「異議申立ての対象となっている文書の一覧表」と題する書面の提出があり、これまでの主張を一部変更した。</li> <li>○ 審議 (諮問番号11、16、19、22、23、28)</li> </ul>
平成18年6月12日 (第三部会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 異議申立人から意見書 (平成18年6月5日付け) の提出</li> <li>○ 審議 (諮問番号11、16、19、22、23、28)</li> </ul>
平成18年7月10日 (第三部会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 審議 (諮問番号11、16、19、22、23、28)</li> </ul>
平成18年8月7日 (第三部会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 実施機関から「異議申立ての対象となっている文書の一覧表」と題する書面の提出があり、これまでの主張を一部変更した。</li> <li>○ 審議 (諮問番号11、16、19、22、23、28)</li> </ul>
平成18年9月11日 (第三部会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 異議申立人から意見書 (平成18年8月24日付け) の提出</li> <li>○ 審議 (諮問番号11、16、19、22、23、28)</li> </ul>
平成18年10月16日 (第三部会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 審議 (諮問番号11、16、19、22、23、28)</li> </ul>
平成18年11月6日 (第三部会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 実施機関から諮問番号11の諮問取下書 (平成18年10月19日付け) の提出</li> <li>○ 審議 (諮問番号16、19、22、23、28)</li> </ul>
平成18年11月13日 (第16回審査会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 答申案審議</li> </ul>
平成18年11月14日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 答申</li> </ul>

## 主張変更後の非開示一覧

事案	対象公文書	非開示とした部分	該当条項
16	第3回ふるさと銀河線沿線自治体等連絡協議会幹事会資料	⑦ 第1基金の用途に関する試算についての金額欄及び備考欄	条例第10条第1項第5号
19	代替バス事業者ヒアリング結果	③各会社から提出のあった「ふるさと銀河線代替バス運行に係るヒアリング事項」	条例第10条第1項第2号
22	第5回ふるさと銀河線沿線自治体等連絡協議会幹事会資料	②代替バス運行に係る新たに必要な施設整備の調査票	条例第10条第1項第2号
	第5回ふるさと銀河線沿線自治体等連絡協議会資料	③代替バス運行に係る新たに必要な施設整備の調査票	条例第10条第1項第2号
23	第6回ふるさと銀河線沿自治体等連絡協議会資料	①幹事会の検討に基づく所要額試算の金額及び検討欄	条例第10条第1項第2号
28	ふるさと銀河線代替バス初期投資検討会（平成17年11月14日開催概要）	③代替バス運行に係る新たに必要な施設整備の調査票	条例第10条第1項第2号
	ふるさと銀河線代替バス初期投資検討会（平成17年11月25日開催概要）	④代替バス運行に係る新たに必要な施設整備の調査票	条例第10条第1項第2号

## 本件諮問事案に係る公文書の一部開示決定処分に対する異議申立て一覧

整理番号	開示請求年月日	処分年月日等	異議申立年月日	諮問番号	異議申立ての対象公文書
1	平成17年 8月10日	平成17年8月25日 付け交企第45-8号	平成17年 10月21日	1 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2回ふるさと銀河線沿線自治体等連絡協議会資料のうち、 <ul style="list-style-type: none"> <li>①第一基金の用途について（案）の実施項目及び要検討項目</li> <li>②北海道ちほく高原鉄道経営安定基金条例新旧対照表（案）</li> <li>③北海道ちほく高原鉄道の経営を助成するために設置する基金の管理等に関する覚書改正新旧対照表</li> </ul> </li> </ul>
2	平成17年 9月14日	平成17年9月29日 付け交企第496号	平成17年 11月18日	1 6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3回ふるさと銀河線沿線自治体等連絡協議会資料のうち、 <ul style="list-style-type: none"> <li>①ふるさと銀河線代替バス運行計画案中の運行本数及び備考欄</li> <li>②北海道ちほく高原鉄道の経営を助成するために設置する基金の管理等に関する覚書改正新旧対照表</li> </ul> </li> <li>・第1回ふるさと銀河線沿線自治体等連絡協議会幹事会資料のうち <ul style="list-style-type: none"> <li>③バス転換の課題に関する検討状況について</li> </ul> </li> <li>・第2回ふるさと銀河線沿線自治体等連絡協議会幹事会資料のうち <ul style="list-style-type: none"> <li>④第一基金の用途について（案）の実施項目及び要検討項目</li> <li>⑤北海道ちほく高原鉄道経営安定基金条例新旧対照表（素案）</li> <li>⑥北海道ちほく高原鉄道の経営を助成するために設置する基金の管理等に関する覚書改正新旧対照表</li> </ul> </li> <li>・第3回ふるさと銀河線沿線自治体等連絡協議会幹事会資料のうち <ul style="list-style-type: none"> <li>⑦第1基金の用途に関する資産についての実施項目欄、金額欄及び備考欄</li> <li>⑧ふるさと銀河線基金条例の考え方についての対応方法案</li> </ul> </li> </ul>

					⑨代替バス運行計画案の検討状況の新設予定の運行本数及びその説明書き
3	平成17年 10月31日	平成17年11月14日 付け交企第544号	平成18年 1月6日	19	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第4回ふるさと銀河線沿自治体等連絡協議会幹事会資料のうち <ul style="list-style-type: none"> <li>①バス停留所案</li> <li>②利用者利便向上策（バス待合い施設整備）の実施に関する考え方（たたき台）の各市町のバス待合い施設整備予定箇所</li> </ul> </li> <li>・代替バス事業者ヒアリング結果のうち <ul style="list-style-type: none"> <li>③各会社から提出のあった「ふるさと銀河線代替バス運行に係るヒアリング事項」</li> </ul> </li> </ul>
4	平成17年 12月1日	平成17年12月16日 付け交企第45-9号	平成18年 2月6日	22	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第5回ふるさと銀河線沿線自治体等連絡協議会幹事会資料のうち <ul style="list-style-type: none"> <li>①定期代差額補助の実施方法についての考え方（案）についての「2 実施方法の検討」</li> <li>②代替バス運行に係る新たに必要な施設整備の調査票</li> </ul> </li> <li>・第5回ふるさと銀河線沿線自治体等連絡協議会資料のうち <ul style="list-style-type: none"> <li>③代替バス運行に係る新たに必要な施設整備の調査票</li> <li>④定期代差額補助についての○幹事会における検討</li> </ul> </li> </ul>
5	平成17年 12月28日	平成18年1月11日 付け交企第45-10号	同上	23	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第6回ふるさと銀河線沿自治体等連絡協議会資料のうち <ul style="list-style-type: none"> <li>①幹事会の検討に基づく所要額試算の金額及び検討欄</li> </ul> </li> </ul>
6	平成18年 2月1日	平成18年2月16日 付け交企第45-11号	平成18年 4月11日	28	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第7回ふるさと銀河線沿自治体等連絡協議会幹事会資料のうち <ul style="list-style-type: none"> <li>①ふるさと銀河線バス転換等に係る当面の課題（案）についての北見市予算措置予定額欄の金額</li> </ul> </li> <li>・第8回ふるさと銀河線沿自治体等連絡協議会資料のうち <ul style="list-style-type: none"> <li>②ふるさと銀河線バス転換等に係る当面の課題（案）についての北見市予算措置予定額欄の金額</li> </ul> </li> <li>・ふるさと銀河線代替バス初期投資検討会（平成17年11月14日開催概要）における</li> </ul>



				<p>③代替バス運行に係る新たに必要な施設整備の調査票</p> <p>・ふるさと銀河線代替バス初期投資検討会（平成17年11月25日開催概要）における</p> <p>④代替バス運行に係る新たに必要な施設整備の調査票</p>
--	--	--	--	---